

工事事故の現状と対策について

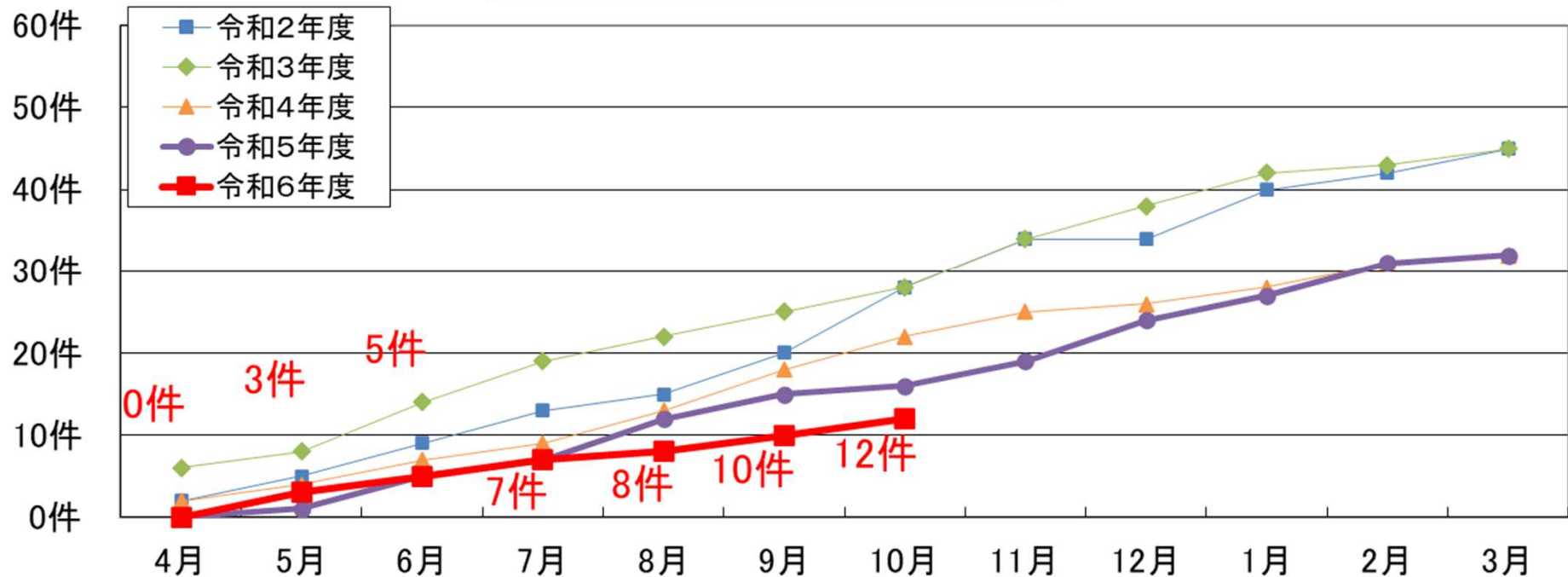


令和6年11月
関東地方整備局 企画部 技術調査課

1. 令和2年度～6年度 工事事故発生状況

- ▶ 令和6年度は10月末時点で累計12件の工事事故が発生しており、前年度同月と比較すると4件減少しているが、引き続き注意が必要。

令和6年10月31日現在 速報値



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度 累計	2件	5件	9件	13件	15件	20件	28件	34件	34件	40件	42件	45件
(月毎)	(2件)	(3件)	(4件)	(4件)	(2件)	(5件)	(8件)	(6件)	(0件)	(6件)	(2件)	(3件)
令和3年度 累計	6件	8件	14件	19件	22件	25件	28件	34件	38件	42件	43件	45件
(月毎)	(6件)	(2件)	(6件)	(5件)	(3件)	(3件)	(3件)	(6件)	(4件)	(4件)	(1件)	(2件)
令和4年度 累計	2件	4件	7件	9件	13件	18件	22件	25件	26件	28件	31件	32件
(月毎)	(2件)	(2件)	(3件)	(2件)	(4件)	(5件)	(4件)	(3件)	(1件)	(2件)	(3件)	(1件)
令和5年度 累計	0件	1件	5件	7件	12件	15件	16件	19件	24件	27件	31件	32件
(月毎)	(0件)	(1件)	(4件)	(2件)	(5件)	(3件)	(1件)	(3件)	(5件)	(3件)	(4件)	(1件)
令和6年度 累計	0件	3件	5件	7件	8件	10件	12件					
(月毎)	(0件)	(3件)	(2件)	(2件)	(1件)	(2件)	(2件)					

※事故件数は、令和6年10月31日時点の暫定値

2. 死亡事故の発生状況

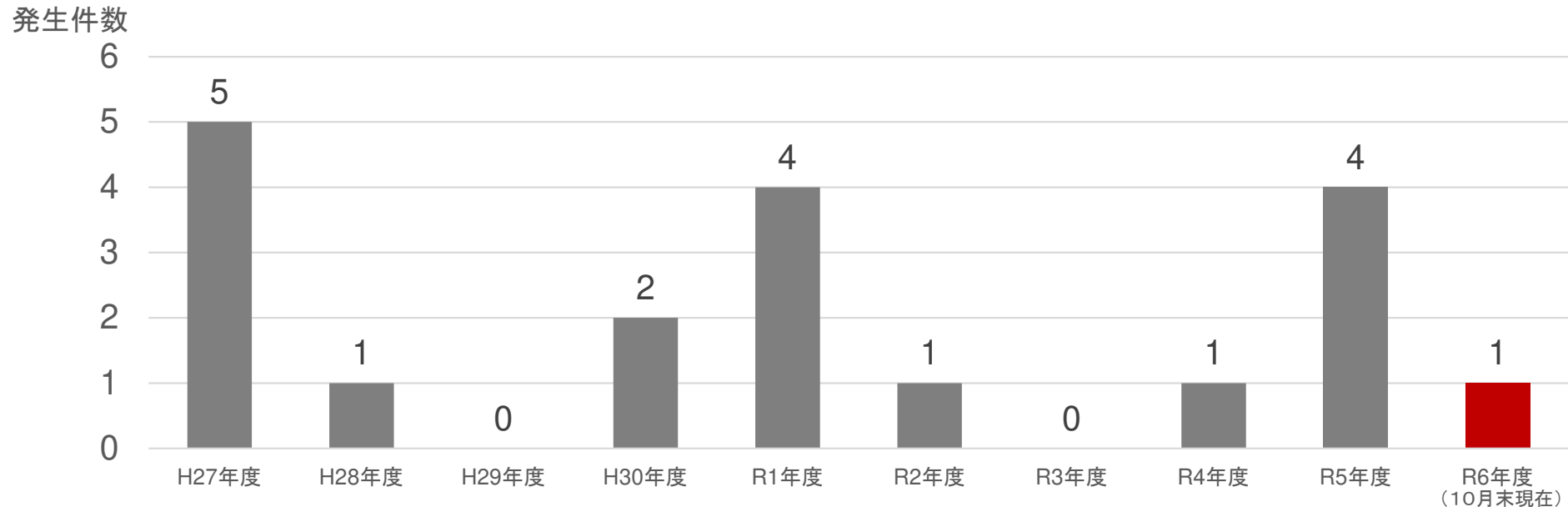
▶ 令和6年度は10月末時点で、工事・業務関係者が死亡する事故が1件発生。

■令和6年度 死亡事故発生状況

事故発生日	種別	発生都県	発生状況
令和6年9月20日	一般土木工事	埼玉県	道路予定地の井戸掘り作業を行っていた作業員が、機械可動部に頭部を挟まれ死亡。

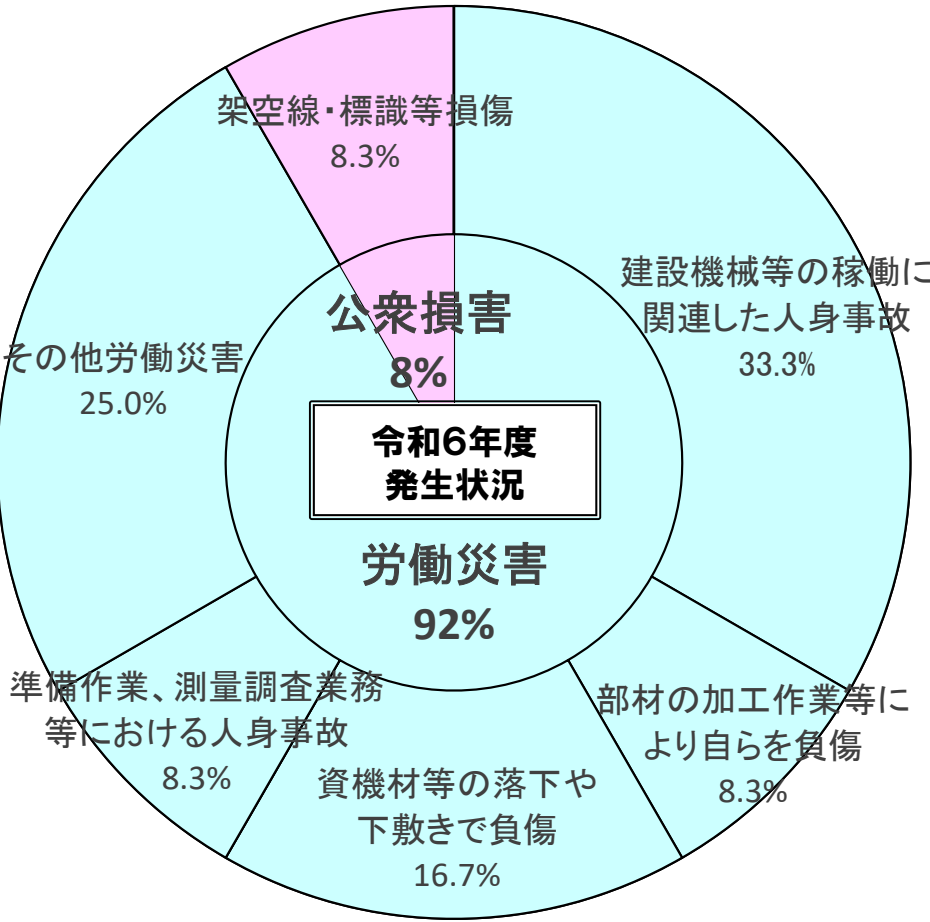
※事故発生原因等を調査中。

■死亡事故発生件数の推移(過去10年)



3. 発生形態別 工事事故発生件数の内訳

- ▶ 令和5年度発生形態の内訳では、75%が労働災害で、25%が公衆損害事故となっている。
- ▶ 令和6年度の工事事故件数は、近年同月比で減少傾向である。また、労働災害の占める割合が高く、重点的安全対策に定めている「建設機械等の稼働に関連した人身事故」についても、引き続き多く発生している状況。



※その他事故とは、建設機械の転倒・転落事故のうち、工事関係者の死傷者がなく、公衆に損害を与えていない事故を分類

※令和6年度の事故件数については、10/31現在暫定の件数である。

発生形態		発生件数			
		R3	R4	R5	R6
労働災害	建設機械等の稼働に関連した人身事故	5	6	5	4
	部材の加工作業等により自らを負傷	2	1	2	1
	資機材等の落下や下敷きで負傷	4	0	9	2
	足場・法面等からの墜落事故	3	3	6	0
	準備作業、測量調査業務等における人身事故	1	0	1	1
	その他労働災害	3	3	1	3
	小計	18	13	24	11
公衆損害	架空線・標識等損傷	7	3	0	1
	地下埋設物件損傷	6	5	1	0
	第三者の負傷・第三者車両に対する損害	10	5	4	0
	その他公衆損害	4	6	3	0
	小計	27	19	8	1
その他事故※		0	0	0	0
合計		45	32	32	12

4. 令和6年度 重点的安全対策

- ▶ 年度を通し重点的に安全対策を行う事項を設定することで、工事関係者に工事事故防止に努めていただくことを目的とし、「令和6年度 重点的安全対策」を下記の通り策定しています。
- ▶ 前年度の工事事故発生状況をふまえ、今年度新たにに取り組むべき内容として赤字部分を追加しました。

I. 架空線等の損傷事故防止		IV. 足場・法面等からの墜落事故防止	
①事前確認及び周知・指導の徹底		①作業方法及び順序の周知	
②目印表示等の設置		②墜落防止設備の設置、使用 ・特に足場の組立て等作業時における墜落制止用器具（安全帯）の掛替え時の墜落防止対策として「墜落制止用器具（安全帯）の二丁掛」を基本とする。	
③適切な誘導		③安全通路の設定、周知徹底	
④アーム・荷台等は下げて移動		④「ロープ高所作業」における危険防止のための関係法令の遵守	
II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止		V. 地下埋設物の損傷事故防止	
①適切な施工機械の選定及び使用		①事前調査、試掘の実施	
②誘導員の配置		②目印表示、作業員への周知	
③作業員に対する作業方法の周知		③監視員の配置	
④点検・清掃時の安全確保			
III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止		VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害	
①危険性の調査等（リスクアセスメント）の実施と安全管理活動の徹底 ・現場における作業行動その他業務に起因する危険性の調査（リスクアセスメント）等を実施し、その結果に基づいた労働災害を防止するために必要な措置を施工計画や作業手順に反映させる。		①適切な交通誘導	
②現場条件に応じた措置の実施 ・現場条件と施工計画とが一致しない場合は、速やかにその原因を調査分析し、現場条件を考慮した施工計画に変更し、適切な施工管理に努める		②交通関係法令の遵守	
③飛来落下等の防止対策の徹底 ・防網設備の設置、立入区域を設定する等、飛来落下等による危険防止措置を講じることを徹底する。 ・物体の飛来落下等の危険を防止するために保護帽を着用させることを徹底する。 ・作業床端、開口部、のり肩等の周辺には集積しないこと。		③運搬物の安定性の確保	
		VII. 事故防止	
		①基本的な手順の遵守及び動作の確実な実施	
		②安全施工が確保される施工計画書等の作成・検討	
		③作業員に対する安全教育	
		④適正な工程管理	
		⑤交通安全管理	

4. 令和6年度 重点的安全対策（地下埋設物・架空線の損傷事故の防止）

- ・今年度も、工事事故には至らなかったものを含め、施工中に地下埋設物件・架空線と接触する事案が多く発生しております。
- ・重大事故に繋がる恐れがあるため、下記チェックリストをご活用いただき、改めて事故防止に努めていただくようお願いいたします。

地下埋設物に関する作業におけるチェックリスト

確認項目	確認者	確認年月日
1. 発注者から地下埋設物の情報を確認しているか。		／ ／
2. 地下埋設物の管理方法及びその取扱い方法について施工計画書に明示しているか。		／ ／
3. 埋設物管理者及び監督職員に立会を求め、地下埋設物の確認を行っているか。		／ ／
4. 工事関係者に埋設位置を周知させるため、確認位置に杭や旗、ペンキ等の目印を付けているか。		／ ／
5. 埋設物管理者及び監督職員に試掘の立会を求めたか。		／ ／
6. 埋設物管理者及び監督職員の立会のもとに試掘を行ったか。		／ ／
7. 試掘の結果、埋設物の位置が不明の場合は、再度位置の確認を行ったか。		／ ／
8. 埋設物の詳細な位置を確認したか。		／ ／
9. 発注者へ確認結果を報告したか。		／ ／
10. 地下埋設物の近接作業方法について作業員に周知しているか。		／ ／

4. 令和6年度 重点的安全対策（地下埋設物・架空線の損傷事故の防止）

架空線近接箇所での作業におけるチェックリスト

確認項目	確認者	確認年月日
1. 工事現場における架空線等上空施設については、施工に先立ち、現地調査を実施し、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者を確認しているか。		／／
2. 現地調査結果を発注者（監督職員）に報告したか。		／／
3. 架空線等上空施設に近接して工事を行う場合は、必要に応じて、その管理者に施工方法の確認や立会いを求めたか。		／／
4. 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の危険性がある場合は、必要に応じて以下の保安措置を講じているか。 ①架空線等上空施設への防護カバーの設置 ②工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置 ③架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置 ④建設機械ブーム等の旋回・立入り禁止区域等の設定 ⑤近接して施工する場合は見張員の配置		／／
5. 架空線等上空施設に近接した工事の施工にあたっては、架空線等と機械、工具材料等について安全な離隔を確保しているか。		／／
6. 建設機械、ダンプトラック等のオペレータ・運転手・監視人に対し、工事現場区域及び工事用道路内の架空線等上空施設の種類、位置（場所、高さ等）を連絡するとともに、ダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行の禁止や建設機械の旋回・立入り禁止区域等の留意事項について周知徹底しているか。		／／
7. 公道における架空線等上空施設の損傷事故防止のため、重機回送時の高さチェックやダンプトラックのダンプアップ状態での走行禁止についても周知徹底しているか。		／／

（高圧線付近での作業）

8. 接触のおそれのある高圧線には防護措置を講じているか。または誘導員を配置しているか。		／／
9. 電路から下記の離隔距離が十分とれているか。		／／

電路の電圧（交流）	離隔距離
特別高圧（7,000V以上）	2m以上、但し、60,000V以上は10,000V又はその端数を増すごとに20cm増し
高圧（600～7,000V）	1.2m以上
低圧（600V以下）	1.0m以上

関東地方整備局ホームページに掲載

http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000059661.pdf

5. 工事事務事故防止強化月間について

■目的

工事稼働現場が多くなる時期において、安全対策の取組を確認・強化することにより、受発注者の安全意識を高め、工事事務事故を防止することを目的として実施。

■対象期間

令和6年11月1日（金）～令和6年11月30日（土）までとする。

■実施内容

① 安全協議会等の開催

- ・「関東地方整備局令和6年度重点的安全対策」、「事務所管内の事故事例や工事特性を踏まえた安全対策の注意喚起」等を説明し、周知徹底を促す。
- ・外部機関を活用した講習会等を併催し、安全意識の向上を図る。

② 現場の安全総点検・パトロール

- ・強化月間内に施工中の全ての工事について、現場の安全対策が適切に実施されていることを受発注者間で相互に確認して安全意識の高揚を図る。
- ・必要に応じ、管内の労働基準監督署に協力要請し、合同で実施する。

5. 工事事故防止強化月間について

③ 啓発活動

- ・「関東地方整備局令和6年度重点的安全対策」の啓発
- ・「工事事故防止強化月間」チラシの配布・掲示
- ・「工事事故の現状と対策について」（本局作成資料）の配布
- ・事務所管内の事故事例や工事特性を踏まえた安全対策の注意喚起
- ・現場で作業を行う業務委託業者に対する安全対策についての注意喚起

6. 工事現場の安全総点検・パトロール実施結果(R5年度)

<安全対策の模範事例>

飛び石対策



上下逆回転刃の使用

飛び石対策



飛散防止ネットの使用

墜落災害防止



安全帯・ロリップの事前点検コーナーを設置

誤操作防止



ステッカーによる操作禁止の明示

6. 工事現場の安全総点検・パトロール実施結果(R5年度)

<安全対策の模範事例>

機械との接触、法面転倒防止



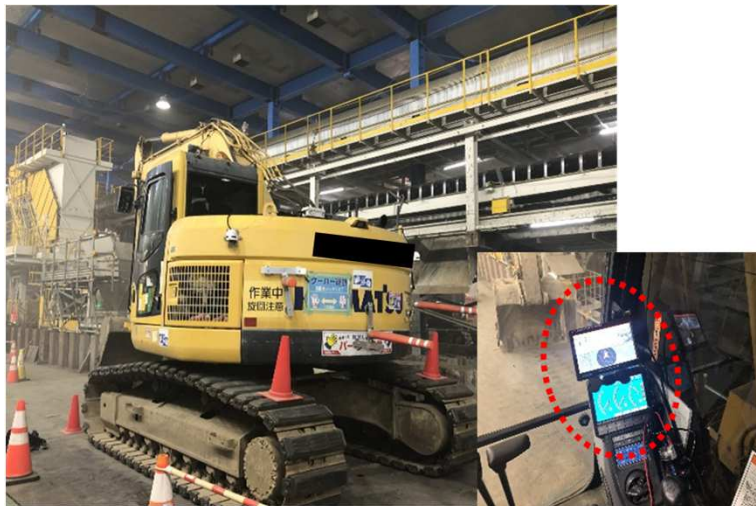
リモコン草刈機による除草

重機との接触防止



ICタグの活用
(重機に作業員が近づいた場合に、重機オペレーターへ警告)

重機との接触防止



重機の死角を操縦席モニターで確認可能

工事車両の誤走対策



輪止めの使用徹底

6. 工事現場の安全総点検・パトロール実施結果(R5年度)

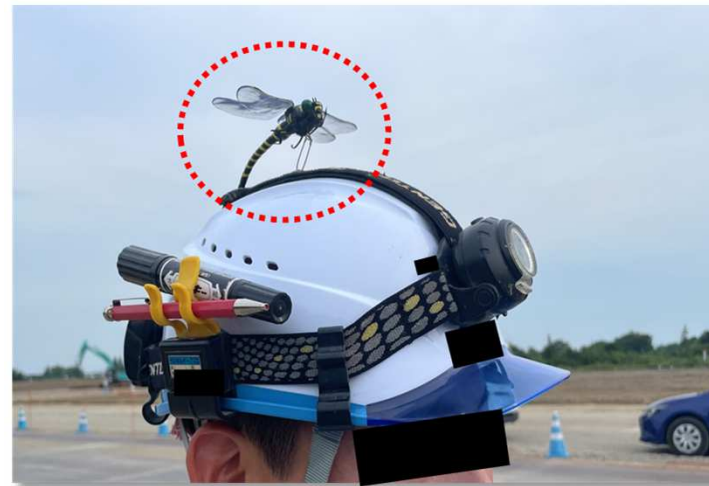
<安全対策の模範事例>

熱中症対策



ウェアラブルデバイスの着用
(深部体温の上昇を感知し警告を発する仕様)

蜂刺され対策



ヘルメットにオニヤンマの模型を装着し、蜂の接近防止

安全通路の明確化



ポール及びチェーンを用いた安全通路の設置

現場内の整理

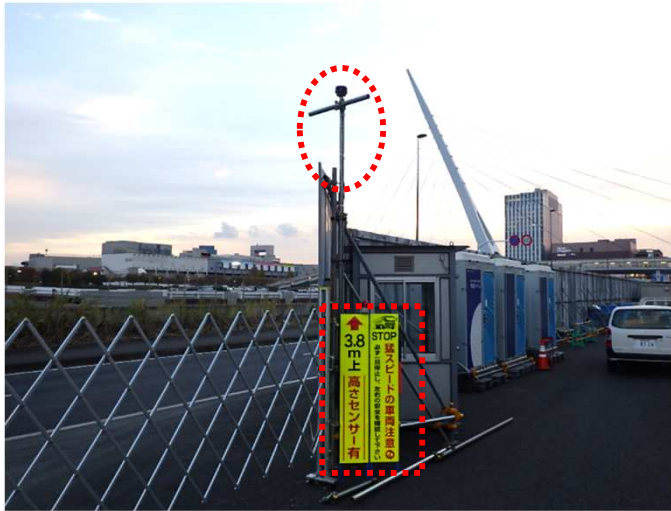


カラーコーンの色分けで、
立入禁止（赤）・安全通路（緑）・資材置場（青）を明示

6. 工事現場の安全総点検・パトロール実施結果(R5年度)

<安全対策の模範事例>

架空線の接触防止



高さセンサー、注意喚起看板の設置

架空線の接触防止



高さ制限、のぼり旗の設置

地下埋設物の損傷防止



写真付きの看板等を用いて埋設位置の明示

一般車両の損傷防止



表土はぎ施工時に土砂止板を設置

6. 工事現場の安全総点検・パトロール実施結果(R5年度)

<安全対策の模範事例>

飛散防止対策



養生マットに飛散防止ネットを設置

緊急時の連絡手段



衛星通信設備を設置し、緊急連絡手段を確保
ウェアラブルカメラにより、遠隔で現場の状況把握が可能

事故防止の注意喚起



現場事務所から作業場所に至るルート上に
注意喚起・安全啓発看板を設置

防犯対策



防犯カメラを設置

7. 工事事務発生事例(R6年度)

【事事故事例①】 作業箇所に進入した交通誘導員が、後進してきた振動ローラと接触し負傷

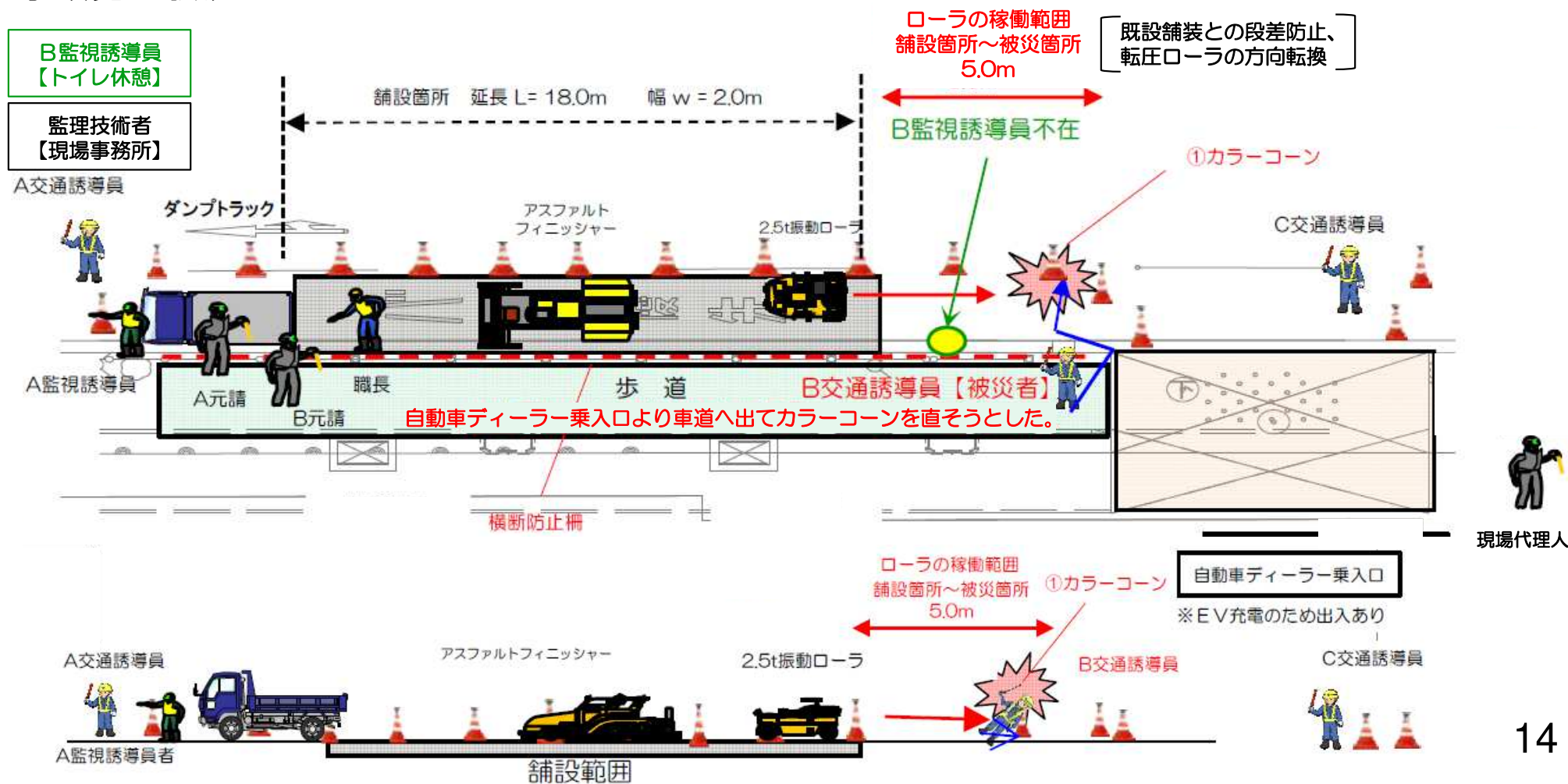
工事種別	一般土木工事	事故発生日	令和6年6月15日	気象条件	晴
------	--------	-------	-----------	------	---

■事故概要

労働災害 - 建設機械の稼働に関連した人身事故

- ・ 舗装工の転圧作業中、カラーコーンの位置を修正するため作業箇所に進入した交通誘導員が、後進してきた振動ローラに接触し、足を負傷した事故。

■事故発生状況



7. 工事事事故発生事例(R6年度)

【事故事例①】 作業箇所に進入した交通誘導員が、後進してきた振動ローラと接触し負傷

発生要因

- 被災者は、夜間は大型車の通行が多いことから、少しでも道幅を広く確保しようと考え、本来の作業内容でないものの、カラーコーンの位置調整を行うために、振動ローラのオペレーターへの合図をせず稼働範囲へ進入した。ローラが転圧作業中であることは分かっていたが、被災箇所までローラが後進してくるとは考えず、ローラに背を向けていた。新規入場者教育やKY活動においても、重機作業半径・重機作業箇所には立入らないことを指導・教育されていたが、思い込みと慣れにより、ローラの稼働範囲に立入ってしまった。
- 施工計画書（作業手順書）上では、振動ローラの移動時における監視誘導員の配置が明記されていたものの、オペレータは作業に集中するあまり、監視誘導員の不在状態に気付かぬままローラを移動させた。被災者に死角（真後ろ）から進入されたため、被災者の存在を認識できなかった。
- 監視誘導員は、被災者が振動ローラの稼働範囲に進入することは無いと考え、個人の判断でトイレ休憩を取った結果、一時的に監視誘導員が不在となった。

再発防止策

- 交通誘導員は、重機作業箇所には立入らないことと、役割以外の業務を行わないように徹底する。
- ローラ運転手と監視誘導員は、双方で手を挙げ合図を送り、互いに確認を行った後、監視誘導員の合図で目視確認しながらローラ後進することを徹底する。監視誘導員には『不在になるときは作業を一時中断すること』の現場ルール徹底とその連絡順序についての徹底を実施する。
- ローラ稼働範囲に対し、カラーコーンを設置して二重エリア明示を行い、作業員や交通誘導員との接触事故防止措置を行う。立入る必要がある場合は監視誘導員に声かけし、確実に作業を一旦停止してから立入ることを徹底する。
- 後方に障害物を感知した際に、機械制御により強制ブレーキが働くローラを使用する。

7. 工事事事故発生事例(R6年度)

【事故事例②】 据え付け作業中の帯コンクリートが転倒し、付近の作業員が負傷

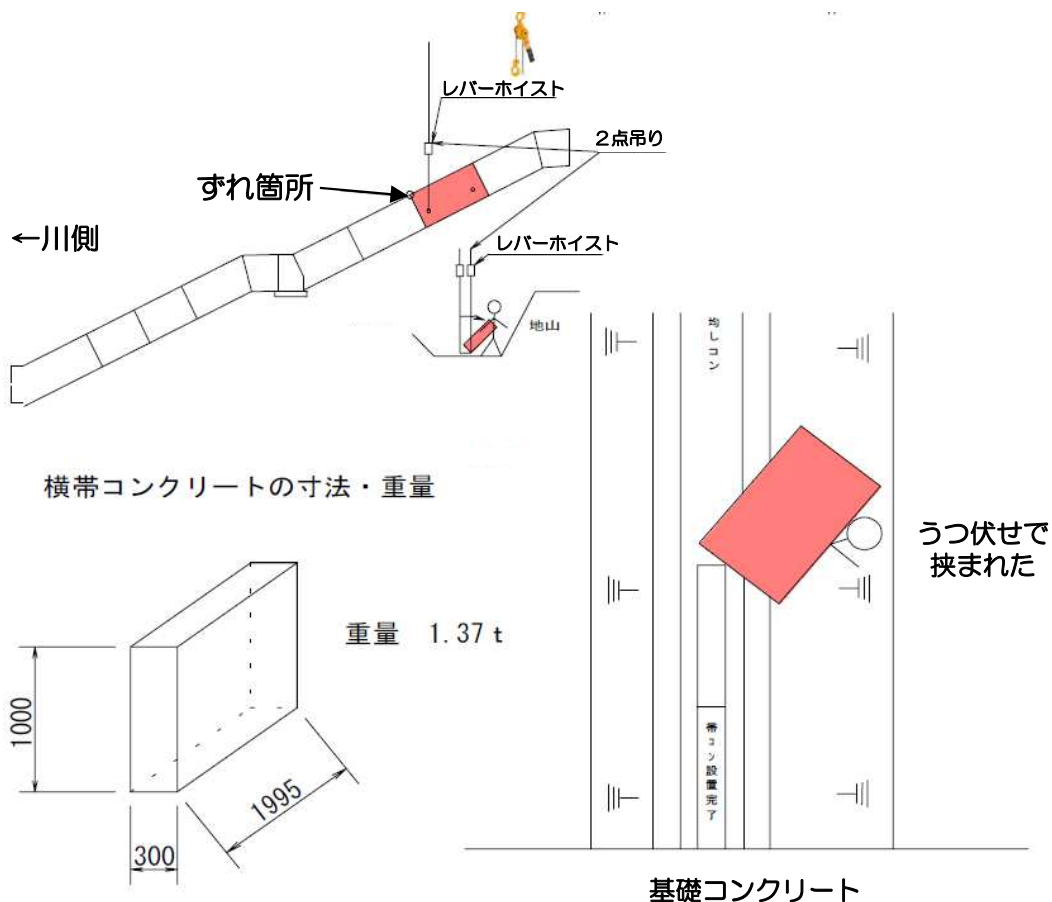
工事種別	一般土木工事	事故発生日	令和6年5月9日	気象条件	曇り
------	--------	-------	----------	------	----

■事故概要

労働災害 - 資機材等の落下や下敷きで負傷

- ・ 堤防法面において、移動式クレーンを用いて帯コンクリートの据え付け作業中、川側方向の設置位置にズレが生じたため、川側を2点吊りして据付の微調整を行っていたところ、帯コンクリートがバランスを崩して転倒し、付近にいた作業員が帯コンクリートと地山との間に挟まれ負傷した事故。

■事故発生状況



7. 工事事事故発生事例(R6年度)

【事故事例②】 据え付け作業中の帯コンクリートが転倒し、付近の作業員が負傷

発生要因

- 本来の4点吊作業を2点吊で行うなど、作業手順が遵守されていなかった。
- 玉掛器具（レバーホイスト）に不具合が発生したことにより、作業時に正常に機能しなかった。定期点検の頻度や内容が適切でなかった。
- 玉掛作業責任者は、据付微調整の前に、吊り荷の状態や、周囲に対する安全確認が出来ておらず、玉掛器具の選定や取り扱い方法についての適切な判断がなされていなかった。
- 作業員は、作業中に玉掛器具の不具合に気付かず、適切な対処ができなかった。経験や慣れによる過信により、作業に伴うリスクを軽視していた。

再発防止策

- チェーンリングを使用し、玉掛けの4点吊りは設置後の安全確認を行うまで外さないこととする。
据付微調整時には、4点吊作業を行い、別に設けた転倒防止器具を設置完了後、2点吊りのレバーホイストを追加し、高さ・位置の調整を実施する。
- 玉掛器具の使用マニュアルに基づいたメンテナンス計画を策定し、点検スケジュールを基に玉掛技能講習修了者による日常点検、作業前点検、月例点検を実施する。
- 据付微調整作業の前に吊り荷の状態や周囲の安全確認を行い、作業中には明確かつ適切な合図を送る。不具合の兆候を見逃さないため、据付微調整前に必ずレバーホイストの動作確認を行わせる。
- 作業中に気付いた異常や危険を見逃さず、作業員による異常の報告を促進する。吊り作業中は、元請監視員による監視を強化する。

7. 工事事事故発生事例(R6年度)

【事事故事例③】伐根除草作業中、肩掛け式除草機の刃が手に接触し負傷

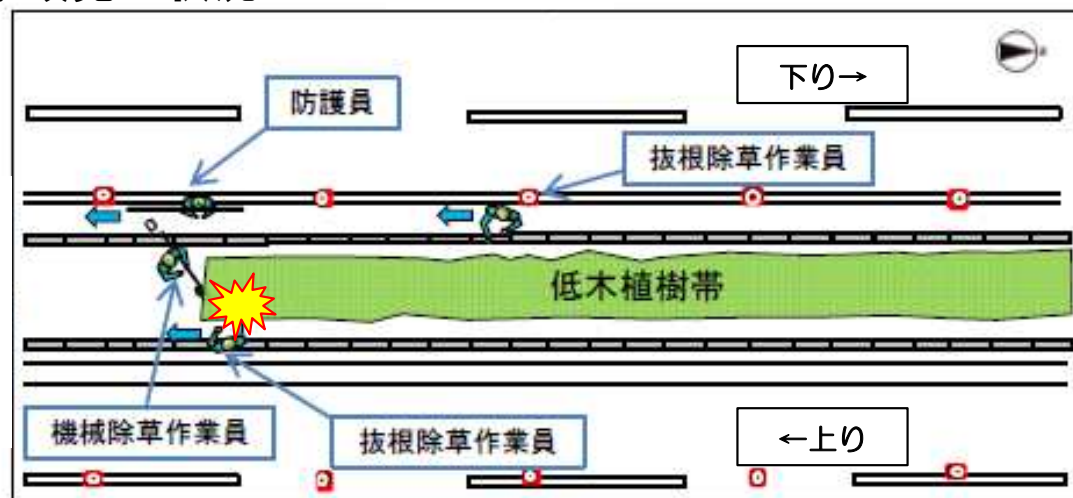
工事種別	造園工事	事故発生日	令和6年6月13日	気象条件	晴れ
------	------	-------	-----------	------	----

■事故概要

労働災害 - その他

- 中央分離帯の除草剪定作業に伴い、被災者が上り線側で抜根除草をしていたところ、下り線側の植栽帯端部まで機械除草を終え、上り線側に刈り残しを見つけた機械除草作業員が、上り線側植樹帯に除草機を入れた際、被災者の手と除草機の刃が接触し、被災者の右手を負傷した事故。

■事故発生状況



7. 工事事事故発生事例(R6年度)

【事故事例③】伐根除草作業中、肩掛け式草刈り機の刃が手に接触し負傷

発生要因

- 狭い施工エリアの中で抜根除草と機械除草を同時に実施していた上、中央分離帯低木植樹帯の上下両側で同時に別の作業を実施した。
- 肩掛け式草刈り機を使用する作業員と抜根除草をする作業員（被災者）との作業間隔が5 m以上離れて作業をする取り決めがあるにも関わらず、守られていなかった。
- 作業責任者はいたが、監視員が配置されていなかった。
- 作業責任者の作業進捗具合の把握不足により、事故当時に作業員同士が接近作業になっていたにも関わらず、注意を促すことがなかった。

再発防止策

- 抜根除草と機械除草は、同じ施工エリア内では同時に行わないこととし、単一作業の完了を待って、次の作業に移行することとする。
- 中央分離帯や歩道緑地帯の施工においては、機械除草作業員同士の接近作業を防ぐため、作業開始のタイミングをずらし、5 m以上の間隔を確保する。
- 機械除草を伴う施工箇所では、機械除草作業員の後方に監視員を配置し、作業員の接近作業や不安全行動を防止する。
- 作業責任者は現場全体の危険個所を重点的に監視し、危険行動を発見した場合、直ちに作業員に対して是正指示を行う。

7. 工事事事故発生事例(R5年度)

【事故事例④】 伐採作業中に裂けた木が作業員に直撃し死亡

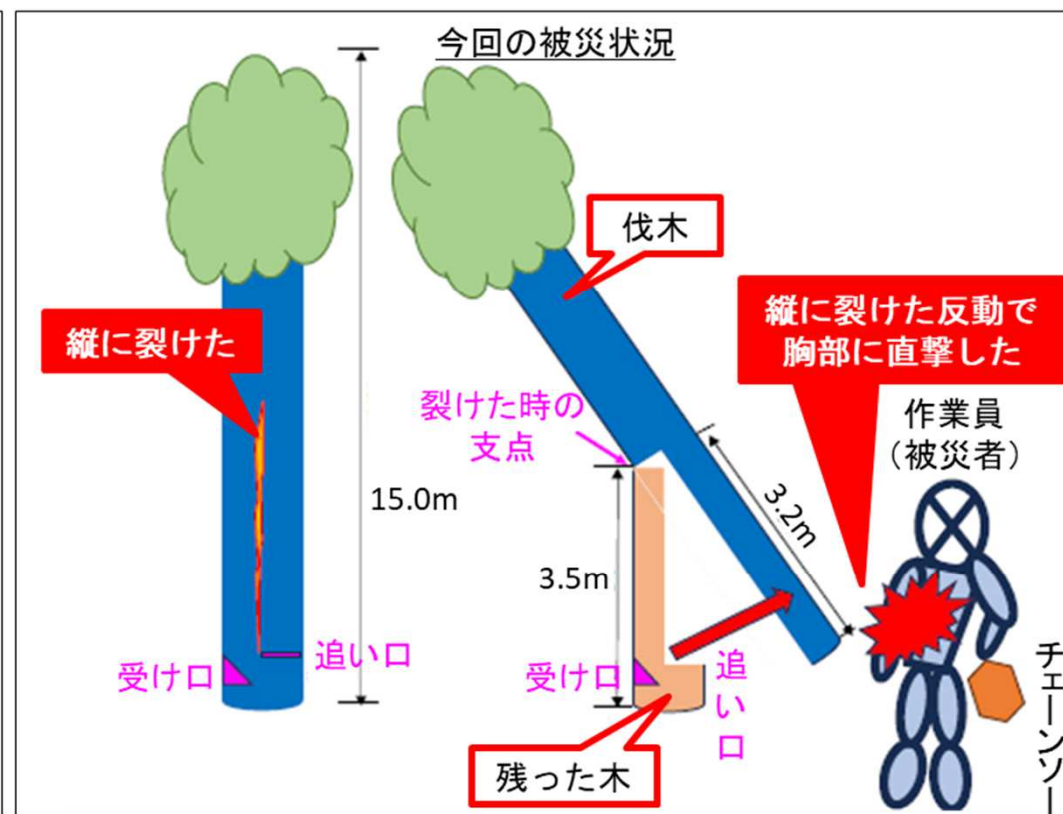
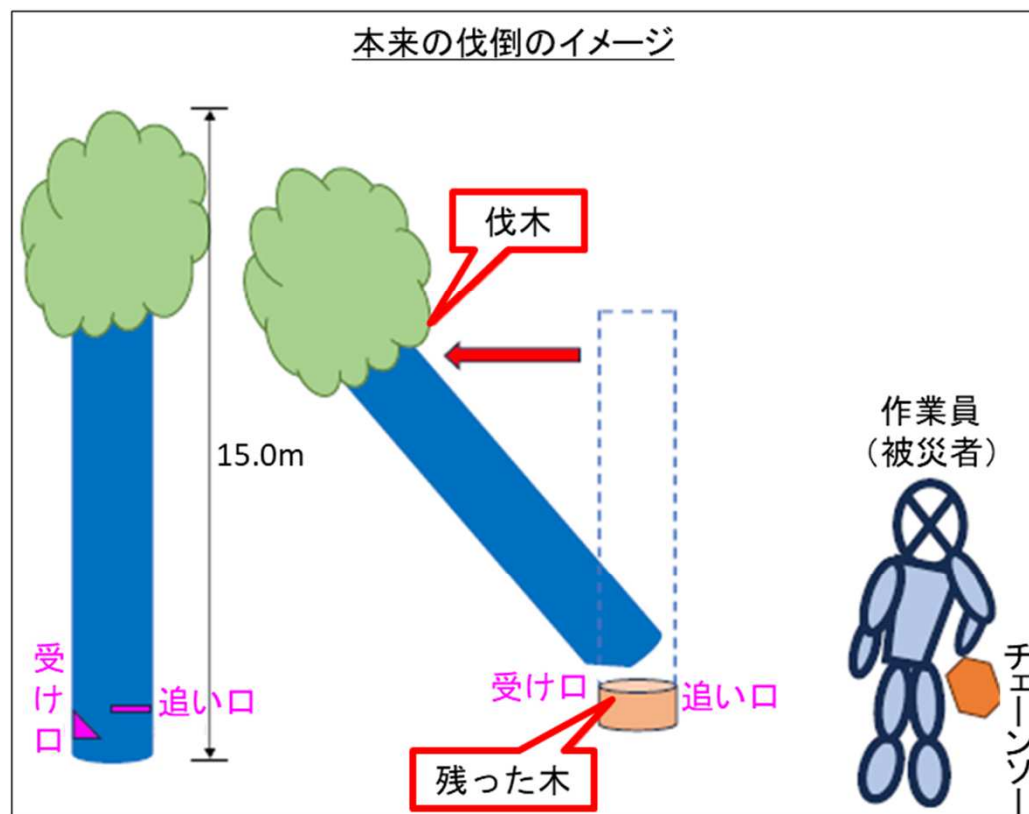
工事種別	維持修繕工事	事故発生日	令和6年2月9日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	----------	------	----

■事故概要

労働災害 - 資機材等の落下や下敷きで負傷

- 被災者を含め2名で、チェーンソーを用い高木（ナラ）の伐採作業を行っていたところ、追い口の切断作業中に伐倒の兆しがあった為、2名が声を掛け合い、木から遠ざかり安全な追い口側に避難したものの、木が切り残しから縦に裂けたため、被災者の胸部へ直撃し、その後死亡が確認された事故。

■事故発生状況



7. 工事事故発生事例(R5年度)

【事故事例④】 伐採作業中に裂けた木が作業員に直撃し死亡

発生要因

- 受注者は事前に、伐採対象木の目視及び打音、木の形状、傾き、枝ぶり、大きさ、腐食等がないか調査を行っていたが、受注者の想定外に木が縦に裂けてしまった。
- 伐木は本来、受け口側に倒れる予定であり、伐倒の兆しがあった際、被災者は安全な追い口側へ避難はしていたが、木が伐倒前に裂けてしまい、高さ3.5mの箇所を支点とし回転したため、根元部分が被災者に直撃してしまった。

再発防止策

- 通常の見視及び打音等による確認に加え、裂け易い木はテープを巻き危険標示を行う。危険標示を行った木に対して、樹木医の見解により貫入抵抗測定、樹木内部不朽精密診断等の追加調査を行う。
- 上記の調査結果に関わらず、木が裂けることを想定し、伐木作業前に追い口の上部をロープ等で裂け止めをしてから作業を行う。
- 事前に避難場所及び避難ルートを決め、お互い確認し合う（足元の整備も含む）。
- 伐木作業を安全に行う為、追い口側に指導者を配置し、伐木の状況に異常がないか目視等で確認を行い、異常が見られたら拡声器を用いて伐木作業者に至急避難する様伝える。

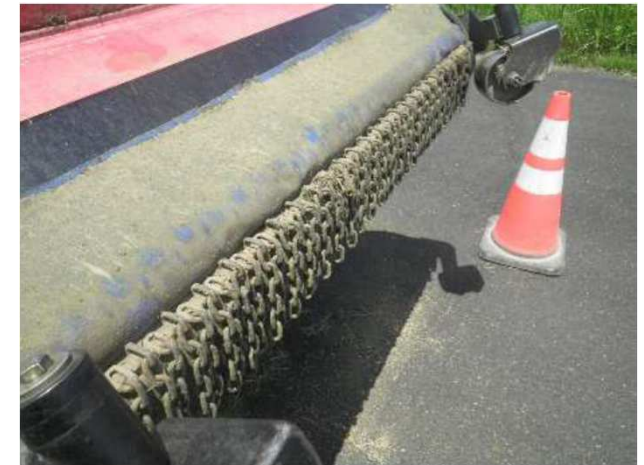
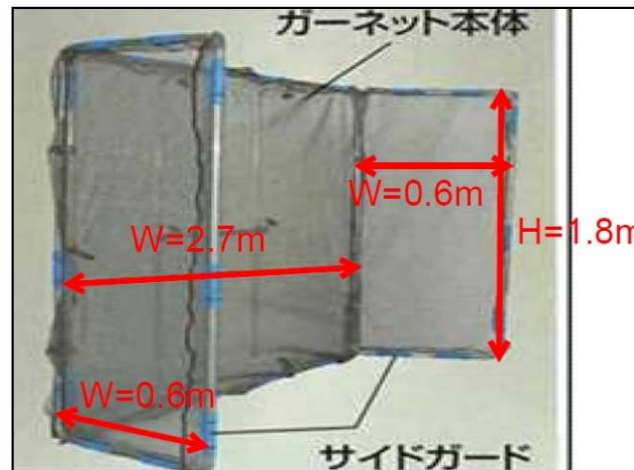
8. その他

【事例】 除草作業中の飛び石に関連した報告事案が多発しています

■概要

- ・今年度、工事事故に至らなかったものを含め、河川堤防や道路の除草作業中に生じた飛び石に起因し、第三者車両や家屋を損傷させた疑いを持たれた事案が多く発生しています。
- ・飛び石防護ネットの適切な配置をはじめ、施工場所に応じて上下刃逆回転式除草機械等を使用していただくなど、飛び石事故の防止に努めていただくようお願いいたします。

■飛び石対策(一例)



- ・第三者被害が想定される場所では、上下刃逆回転式除草機械を使用する。
- ・飛び石のすり抜け防止のため、防護ネットにサイドガードを設置する。
- ・ハンドガイド機には飛散防止チェーンを設置する。